

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時14分）

---

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第11、議案第78号 松崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第78号は、松崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（土屋清武君） この条例だけの問題ではないですけれども、この今回の使用条例につきまして、これは道路ですけれども、次に海岸占用関係ですけれども、今回は河川はやらないということになっているようですけれども、河川使用料関係はそのまま変えないで、この道路占用とこの海岸の占用関係だけで済みますのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

○産業建設課長（山本秀樹君） 条例等ができた時の経過が今一つ私の方で調べきれておりませんが、河川占用料等の関係につきましては、この100分の105とかという表現がありません。いわゆる内税としての考え方を取っているみたいですから、今回については、その考え方を統合させるのかどうかというのは別にして、消費税の改正に伴いまして、100分の105という表示があるところのみ改正するような形で案を出させていただいております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 本案に反対いたします。

この消費税関係、外した以外の部分については関連法等の関係からくるものでありますから、反対するものではありませんけれども、消費税はよくないということで消費税は認められないと・・・金額的にもこの道路使用関係の8パーセントになるその3パーセント分というのは、そんなに大きな額じゃないというふうに思われますので、私は本案に反対であります。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） 反対があると賛成しなければいけないのでやらせてもらいますけれども、議案第78号 松崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例に関して賛成をいたします。ほとんど法改正に伴うものと、それから、5パーセントが8パーセントになるもので、別に問題ないことと、それから、消費税に関してもやはり国で決まるものに対してやはりもらう必要があると私は思いますので、これに対して賛成をいたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第78号 松崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---